

平成27年7月30日

【照会先】

高知労働局労災補償課

課長 大友 秀夫

主任労災補償監察官 三宮 健朗

(代表電話)088(885)6021(内線 500)

(直通電話)088(885)6025

報道関係者 各位

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況について

～平成26年度の精神障害の労災請求件数は増加、発症前の予防を推進～

高知労働局(局長 伊津野 信之)は、平成26年度の管下4労働基準監督署における精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況について、次のとおり、とりまとめましたので、お知らせします。

1 精神障害に係る労災補償状況(表1参照)

(請求件数) 前年度 7件から10件となり3件増加 (全国1,456件、前年度比47件増加)

(決定件数) 前年度14件から 6件となり8件減少

(支給決定件数) 前年度 7件から 3件となり4件減少

2 脳・心臓疾患に係る労災補償状況(表2参照)

(請求件数) 前年度 3件から 3件となり増減なし (全国763件、前年度比21件減少)

(決定件数) 前年度 5件から 2件となり3件減少

(支給決定件数) 前年度 2件から 1件となり1件減少

3 発症予防対策について

業務に起因する精神障害及び脳・心臓疾患の発症を予防をするため、働き方改革(平成27年1月から)を推進し、監督、安全衛生指導等の徹底により違法な長期間労働を撲滅するとともに、企業トップの発意と労使の話し合いによる5S運動及び多能工化の実施等による業務の効率化により、時間外、休日労働を必要としない働き方への見直しを呼びかけ、過重労働による健康障害防止対策を推進します。

【労災補償状況について】

表1(精神障害)

	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
請求件数 (うち自殺)	10 (1)	7 (1)	11 (0)	12 (2)	6 (0)
決定件数 (うち自殺)	6 (0)	14 (1)	10 (2)	10 (0)	8 (0)
支給決定件数 (うち自殺)	3 (0)	7 (0)	6 (2)	4 (0)	3 (0)

精神障害の労災認定については、「業務による強い心理的負荷」が認められるか否かが重要なポイントとなり、長時間労働の有無も併せて大きな判断材料となります。

また、業務による心理的負荷の中には、近年多くの職場で問題となっているセクハラ、パワハラなども含まれます。

表2(脳・心臓疾患)

	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	
脳血管疾患	請求件数 (うち死亡)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	6 (0)	4 (2)
	決定件数 (うち死亡)	1 (0)	4 (0)	2 (0)	5 (2)	6 (2)
	支給決定件数 (うち死亡)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	5 (2)	1 (0)
虚血性心疾患	請求件数 (うち死亡)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)
	決定件数 (うち死亡)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	支給決定件数 (うち死亡)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	請求件数 (うち死亡)	3 (1)	3 (1)	5 (1)	7 (0)	4 (2)
	決定件数 (うち死亡)	2 (1)	5 (1)	3 (1)	5 (2)	6 (2)
	支給決定件数 (うち死亡)	1 (1)	2 (0)	1 (0)	5 (2)	1 (0)

脳・心臓疾患の労災認定については、その疾患が発症する基礎となる動脈硬化、動脈瘤などが、仕事が特に過重であったために著しく増悪したか否かが重要なポイントとなり、長時間労働の有無が大きな判断材料となります。

【発症予防対策について】

業務に起因する精神障害及び脳・心臓疾患の発症予防のために次の対策等を実施しています。

① 過重労働による健康障害防止のための医師による面接指導

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理対策の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず1か月あたり100時間を超えて時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者から申出があった時は、医師による面接指導等を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生法規則第52条の2)。

なお、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、労働者の健康管理、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導や産業保健に関する相談などのサービス(無料)を実施しています。

※ お問い合わせ先：高知産業保健総合支援センター
電話番号：088-826-6155

② ストレスチェック制度(法改正)

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成27年12月1日施行)により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務付ける制度が創設されました(労働安全衛生法第66条の10)。

1 ストレスチェックの実施

常時使用する労働者に対して、年に1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。(労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務となります。)

2 面接指導の実施

検査(ストレスチェック)の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務になります。

ストレスチェック制度については、高知労働局及び管内の各労働基準監督署(高知、須崎、四万十、安芸)等において、各種会議(関係団体との連絡会議、総会等)の機会を捉え事前周知を行っています。

そのひとつとして、次の講演会が開催される予定です。

- | | |
|------|--|
| 1 日時 | 平成27年10月2日(金) 午後1時 開会
高知県産業安全衛生大会「特別講演」にて |
| 2 場所 | 高知県立県民文化ホール(グリーンホール) |
| 3 演題 | これからのメンタルヘルス
～ストレスチェック制度と二次・三次予防の実践に向けて～ |
| 4 講師 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 東京労災病院
勤労者メンタルヘルス研究センター長 |

治療就労両立支援センター長

小山 文彦 氏

※ お問い合わせ先：高知労働局労働基準部 健康安全課
電話番号：088-885-6023

③ 二次健康診断等給付

脳・心臓疾患の発症を予防するための施策として、職場において実施される定期健康診断等(安全衛生法に基づくもの)のうち、直近のものにおいて、脳・心臓疾患に関連する項目(血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定等)全てに異常の所見がある場合などに、二次健康診断や特定保健指導を無料で受診できる制度(原則として直近の健康診断等の受診日から3ヶ月以内)があります。

※ お問い合わせ先：高知労働局労働基準部 労災補償課
電話番号：088-885-6025

④ メンタルヘルス対策支援事業

メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、メンタルヘルス全般の取り組みについて、事業場の産業保健スタッフや人事労務担当者、事業主などから寄せられる様々なご相談、問い合わせに、職場のメンタルヘルス対策に詳しい精神科医、産業カウンセラーなどの専門家が対応し、抱える課題等の解決のお手伝いをします。

※ お問い合わせ先：高知産業保健総合支援センター*
電話番号：088-826-6155

* 当センターは医療機関やカウンセリング機関ではありませんので、診療やカウンセリングは行うことはできません。

⑤ セクシュアルハラスメントの相談

セクシュアルハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題でもあります。自分で解決しようとするのではなく、速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、会社としての対応を求めるようにしてください。

会社で対応してもらえない場合や社外で相談したいときは、高知労働局雇用均等室にご相談ください。相談に応じ問題解決のお手伝いをします。

※ お問い合わせ先：高知労働局雇用均等室
電話番号：088-885-6041

⑥ パワーハラスメントの相談

解雇・雇止め・賃下げ・いじめなど職場のトラブルの解決をサポートする個別労働紛争解決制度があります。

個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主の間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、総合労働相談、労働局長による助言・指導、紛争調整委員によるあっせんの3つの方法があります。

※ お問い合わせ先：高知労働局総務部企画室
電話番号：088-885-6028